

海運九条の会ニュース

発行：海運九条の会事務局
和光市本町31-4-102
048-465-5505
iuchara@pep.no.jp

海運九条の会結成さる (2006年11月26日)

本年春から準備が進められていた「海運九条の会」が、結成された。事務局から、結成総会までの経過が説明され、総会アピール（別刷り）を採択して、憲法九条を守る運動を広げる決意を固めあった。総会には、22名の会員参加があり、「九条の会」事務局の川村俊夫氏の記念講演（新たな局面をむかえた改憲の動き）を拝聴した。結成総会時点で、呼びかけ人32名、賛同者86名、合計118名となっていることが報告され、カンパの訴えも提起された。会場には、横断幕も張られ、会員からの積極的な手作りクッキーや九条グッズの提供・販売も行なわれた。総会参加の平田さんから地域の「九条の会」の活動状況が、青山さんからは、自らの体験談が、また斉藤前町議の船長時代の経験が、篠原さんからは、船舶検査活動について報告された。最後に呼びかけ人のお一人である小野

さんから、2007年2月22日（木）、経済同友会終身幹事の品川正治さんを講師に招く計画も披露され、閉会の辞が述べられた。

参加者の発言から

国連の北朝鮮に対する核実験制裁決議に「必要に応じ北朝鮮に出入りする船舶等の貨物検査(INSPECTION OF CARGO)を含む協調行動をとるよう各国に要請」とあるが、船舶貨物検査について海運産業に携わる者は、特別の注意を払う必要がある。

国連海洋法条約は、公海上での海賊行為などを取り締まるため、軍艦が外国船を「臨検 (VISIT)」

することを認めているが、交戦の引き金になる可能性がある。日本の場合、海賊行為などの取り締まりは海上保安庁法17条の立ち入り検査規定に基づき、海上保安官が実施する。今回の決議の経済制裁のために行う積荷検査は、各加盟国の国内法に基づいて、自国の港湾に出入りする北朝鮮の船を検査することになる。日本では、政府が「周辺事態」と認定すれば、海上自衛隊が「船舶検査活動法」に基づく船舶検査を実施できるが、米国などに比べて強制力は弱く、停船や航路変更などの「要請」にとどまり、乗船には船長の承諾が必要。米国は船舶の目的地変更を「命令」し、船長の承諾なしに強行乗船できるとしている。「臨検」を認めることはできない。

参加者の感想

社会の行く末を愁うる気持ちはなく、知識はあったほうがよい。また、やらないよりはいいだろうという程度の意識で参加しました。

そんな姿勢でしたので、講演者の言葉の「日常生活に9条の意識を」という事に、「日常ネエ?」とイメージも湧きませんでした。帰りの電車の中で、ふと思い出しました。そういえば、子供の頃、「アンボハンタイ」や「ベトナム」という言葉を知っていました。「アンボハンタイ」と云いながら腕を振って走る遊びもありました。これでしょうか？意識でなく子供の耳や体に残るくらいの運動という事なんでしょうか？「9条」が、僅かに自分の中で芽を出した気がしました。

当日参加された多くの皆様（「戦争を体験」された方々）には今が危険に思えるのだという、その「危機感」に驚きました。

語られたエピソードの中の「日本の国は極東にあるのでないことを、米国人に教えられた。騙されていた。」というユーモアにも感心（実は大爆笑）させられました。



賛同者からの一言（続報）

*今、日本国憲法で問題なのは、条文の不備などではなく、それが履行されていないことにあります。活かす憲法を！

*非力ですが日本と世界の平和のために孫達の未来のために精一杯頑張りたい。

*本日（2006年9月26日）、戦後生まれの総理大臣が誕生し、新内閣は、正面切って憲法「改正」を合唱して憚らない。あの忌まわしい戦争から60余年…早くも世界に誇る”平和憲法が危機にさらされている現実、日本国民の無責任さ、事勿れ主義に身震いする怖さを感じる。「九条の会」呼びかけを、戦争を知る者への天の声と自覚し、私は余生を憲法を守る運動に精一杯努力したいと思う。

寄稿

「海運九条の会」結成総会後の 改憲手続法案をめぐる動き

党略優先、民意の 反映は二の次

12月に入るとマスコミは、九条改憲のための手続法案（国民投票法案）について、自民、民主両党が法案内容の一本化に基本合意、公明も加え、3党合意案の骨格が固まったと報じています。

改憲案の承認基準を有権者の過半数でなく、「投票数の過半数」に引き下げることで、有権者の2割台の賛成で承認もあり得るなど、合意案の内容も明らかになりつつあります。

ご承知のように、改憲には2つのハードルがあります。第1は、衆参両院で3分の2以上が賛成しないと改憲の発議ができないこと。第2は、国民投票で過半数の国民が賛成しないと、憲法改正はできないことです。

共産・社民の護憲2党が3分の1の議席を持たない今がチャンスと、第2のハードルに的を絞った国民投票法案は、本末転倒で、民意の反映は二の次、改憲案を通しやすい仕組み作りこそ目的という姿が見え見えです。

「海運九条の会」の特徴と活動の可能性について思うこと

国民投票で「九条改憲NO」「九条改憲を含む改憲 NO」に、有権者の過

半数世論を結集するため、まず友人や身近な人に働きかけ、会員を増やすことから始めようとスタートした「海運九条の会」。

その何よりの特徴は、第一に会員が全国に散らばった、生まれながらに全国組織だということ。第二に、第二次大戦後、国内は平和でも朝鮮戦争、ベトナム戦争、イラン・イラク戦争など因らざる戦争海域に入り、あるいは戦争に巻き込まれた経験を持つ船員、仲間の生々しい体験を聞き知っている船員や海運関係者を、会員としている組織だということです。

安倍首相は、「自民党総裁の任期は3年、2期まで。任期中に憲法改正を目指したい」と5年以内の改憲を掲げ、臨時国会での手続法成立のプロセスを描いてみせました。現実はその都合よく運んでいませんが、限られた時間内に、過半数世論を改憲NOに結集するためには、会員自らが経験したり、聞き知っているこうした話を、自分が住む各地で、ご家族や知人、あるいは地域の方に肩肘張らずに話してくれること。その話を通じて、九条の大切さを汲み取ってもらうような活動が、どうしても必要なのではと感じています。

(E.O)

随想 「言葉の力」 青山昭元

子どもの頃「日出づる国、日本」に始まる話から愛国心を植えつけられた体験を思い出します。日本以外の国では日の出がないといわんばかりの言葉で「力」などあるわけがない苦難に人々の心をこれに閉じ込めていた時代がありました。戦争の原動力になったとも言えましょう。

その子供が八十歳になった今、「時代の要請」で「再軍備が必要だ」と、「時代の要請」を盛んに乱発します。「日出づる国」を見習っているかのようです。今度は騙されません。

言葉でなく合図が言葉以上に力を発揮する場合があります。国際海上衝突予防法は、相手の船の航法が疑問で、衝突の危険を感じたら「注意喚起信号」を発せようとしています。「……」と短声を相手が気付くまで発信するのです。

川村俊夫さんの講演から

安倍内閣の明文改憲日程は、5年のスパン。それまでのつなぎで解釈改憲で集団的自衛権の発動を念頭に、北朝鮮を利用した改憲世論操作を行ないつつ、米国との共同行動が取れるようにすることがねらい。戦争の違法化と平和な地域共同体作り（東南アジア友好協力条約、南米諸国共同体、アフリカ連合など）は世界の流れ。アメリカの世界戦略も、共和党の敗北で変えざるを得なくなっている。

改憲に向けた2つのハードルのうち、衆参で3分の2以上の賛成で発議することはできるが、国民投票で過半数の賛成をえる見通しが立たない状況。九条改憲に賛成しない国民が多数。

EU憲法や、イタリア憲法の国民投票否決のお手本がある。

日常の会話のなかに改憲阻止が話題に上るまで広めていただきたい。

(I.U)

2007年2月22日18:30より

海運九条の会講演会の夕べ

講演予定者：経済同友会終身幹事 品川正治さん
ご期待下さい